

守口市事業活動継続支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や営業自粛等による売上減少等で経営に深刻な影響が生じている市内の中小企業等に対し、家賃等の固定費その他の事業の継続に必要な経費の支出を支援し、事業継続を下支えすることを目的とする守口市事業活動継続支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 次号に規定する法人及び第3号に規定する個人をいう。
- (2) 法人 次のアからカまでに掲げる法人（イからカまでに掲げる法人にあつては、職員、社員又は使用人の数が100人以下であるものに限る。）をいう。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第12項各号に掲げる法人及び国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を除く。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者である法人
 - イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人
 - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - カ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
- (3) 個人 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者である個人事業主をいう。
- (4) 市内事業者 守口市内に事業所を有している法人及び個人をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる中小企業等（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

- (1) 令和2年3月31日（以下「基準日」という。）時点において営業の実態がある市内事業者であること。
- (2) 法人にあっては基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号に規定する確定申告書をいう。）、個人にあっては令和元年分の確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。）を提出している市内事業者であること。ただし、申請日までに確定申告期限が到来していない又は確定申告の義務がない市内事業者にあっては、この限りでない。
- (3) 令和2年4月の売上額又は同月及び同年5月の月ごとの売上額の平均額（以下「対象売上平均額」という。）が、次のアからオまでに掲げる市内事業者の区分に応じ、当該アからオまでに定める額と比べて30パーセント以上50パーセント未満減少していること。
 - ア 事業を開始した日（以下「開業日」という。）が平成31年4月1日以前である市内事業者 平成31年4月の売上額（対象売上平均額を用いる場合にあっては、平成31年4月及び令和元年5月の月ごとの売上額の平均額）
 - イ 開業日が平成31年4月2日から令和元年11月1日までである市内事業者 開業日の属する月の翌月（開業日が月の初日であるときは、開業日の属する月。以下同じ。）から令和元年12月までの月ごとの売上額の平均額
 - ウ 開業日が令和元年11月2日から同年12月1日までである市内事業者 令和元年12月の売上額
 - エ 開業日が令和元年12月2日から令和2年2月1日までである市内事業者 開業日の属する月の翌月から令和2年3月までの月ごとの売上額の平均額
 - オ 開業日が令和2年2月2日から同年3月31日までである市内事業者 令和2年3月の売上額
- (4) 守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する規則（令和2年大阪府規則第75号）に規定する支援金の支給を受けていないこと。
- (6) 大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する規則第2条第1号又は第2号に該当しない事業者に対する支援金の支給に関する規則（令和2年大阪府規則第82号）に規定する支援金の支給を受けていないこと。

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる給付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法人 30万円
- (2) 個人 15万円

2 支援金の給付は、1給付対象者当たり1回に限る。

3 支援金は、予算の範囲内において給付対象者に給付する。

(支援金の申請期間)

第5条 支援金の申請期間は、令和2年8月3日から同年9月30日までの間とする。

(支援金の給付の申請)

第6条 支援金の給付を申請しようとする中小企業等（以下「申請者」という。）は、前条の期間内に、守口市事業活動継続支援金申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が法人であるときは、申請書に法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記入しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書
- (2) 営業実態が確認できる書類
- (3) 売上の減少が確認できる書類
- (4) 本人確認書類
- (5) 口座情報が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 個人が支援金の給付を申請しようとするときは、行政書士その他の市長が認める専門家（以下「専門家」という。）による申請書類の事前確認を受けた上で、申請書及び前項各号に掲げる書類に専門家による申請書類事前確認書を添えて提出することができる。ただし、申請者が専門家である場合には、この限りでない。

3 個人が前項の専門家による申請書類事前確認書を提出した場合において、専門家による申請書類の事前確認に費用が生じたときは、市長は、別に定めるところにより、その全部又は一部を負担することができる。

(支援金の給付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の給付決定を行い、支援金を支払うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支援金の給付が不相当と認めるときは、支援金の不給付決定を行い、守口市事業活動継続支援金不給付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(支援金の給付決定の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の支援金の給付決定を行った中小企業等（以下「給付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。

(2) 申請の要件に該当しない事実が支援金の給付決定後に発覚したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金を既に給付決定者に給付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第10条 市長は、支援金の給付の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、支援金の給付に関する調査等を実施することとし、申請者及び給付決定者はその調査等に応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、商工主管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。